

静岡市有機農業地域おこし協力隊員設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、域外に居住していた者の知識及び技能を活用し、環境に配慮した有機農業の推進に係る実証圃場管理やPR及び販路開拓、生産支援等の活動を委嘱することにより、有機農業の振興を図り、もって地域の持続可能な発展に資するため、有機農業地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を設置するものとし、その職務その他の活動条件に関しては、この要綱の定めるところによる。

(委嘱)

第2条 隊員は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから市長が選任し、委嘱する。

- (1) 満22歳以上の者であること。
 - (2) この条の規定による委嘱を受けてから第4条第1項に規定する活動を行うまでの間に、市内に転入することができること。
 - (3) 転入をする前の住所地が存する市区町村について、国が定める特別交付税措置に係る地域要件確認表の地域要件区分欄に定める区分が、3大都市圏内都市地域、3大都市圏内指定都市又は3大都市圏外指定都市であること。
 - (4) 有機農業の振興に意欲を有し、首都圏における販路開拓のため2地域活動（本市と首都圏との2つの地域において行う活動をいう。）が可能であること。
 - (5) 次条に規定する任期が満了した後においても、本市に定住する意思があること。
 - (6) 市民や行政職員等と積極的にコミュニケーションをとり、良好な信頼関係を築くことができること。
 - (7) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）の一般的な操作ができること。
 - (8) 普通自動車を運転することができる免許を現に受けていること。
 - (9) 地方公務員法第16条（昭和25年法律第261号）に規定する欠格事項に該当しないこと。
- 2 隊員の選任は、公募の方法によるものとし、その募集の方法、選考の手続等は、別に定める。

(任期)

第3条 隊員の任期は、1年とする。ただし、補欠の隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で、通算して3年を限度として隊員の任期を更新することができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、隊員が次の（1）～（2）に掲げる要件の下、任期終了後

に有機農業に係る起業・事業承継を行うため、3年を超えて当該地域協力活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、2年を上限として延長（最長5年）することができる。

（1）起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。

（2）静岡市に定住し、かつ静岡市で起業・事業承継を行うこと。

（職務等）

第4条 隊員の活動は、次に掲げるものとする。

（1）本市の有機農業の栽培又は取組面積拡大に関する活動

（2）市内外における本市の有機農産物のプロモーション及び販路開拓に関する活動

（3）SNS等を活用した本市の有機農産物及び有機農業の魅力等の発信に関する活動

（4）本市の有機農業に関するイベントの企画及び運営活動

（5）前各号に掲げるもののほか、地域の活性化を図るため市長が必要であると認める活動

（活動計画及び報告）

第5条 隊員は、毎月、当該月の翌月に行う活動の計画を記載した活動予定表（様式第1号）を作成し、当該月の20日までに市長に提出しなければならない。

2 隊員は、活動を行った日ごとに、当該活動の概要その他市長が指示する事項を記載した活動日報（様式第2号）を作成しなければならない。

3 隊員は、毎月、当該月の活動をした日及び時間を記載した活動月報（様式第3号）を作成し、当該月に作成した活動日報と併せて、当該月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、隊員に対し、臨時に活動日報の提出を求めることができる。

（活動時間）

第6条 隊員の活動時間は、おおむね週31時間とし、第4条に規定する職務等を遂行するために必要な時間とする。

（報償金）

第7条 市長は、隊員に対して、報償金として月額300,000円を支払うものとする。

（遵守事項）

第8条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）隊員の委嘱の趣旨を自覚し、誠実かつ公正に活動を行うこと。

(2) 活動を行うに当たっては、この要綱及び関係法令（静岡市の条例及び規則を含む。）を遵守すること。

(3) 活動を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その任期が満了した後も、同様とする。

(解嘱)

第9条 隊員は、任期の中途において自己の都合により辞任しようとするときは、辞任しようとする日の30日前までに辞任届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、隊員が次のいずれかに該当するときは、30日前までに当該隊員に通知した上で解嘱することができる。

(1) 活動の状態が良好でないとき。

(2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 隊員の活動に関する事業の実施上、委嘱を継続する必要がなくなったとき。

3 市長は、隊員が次のいずれかに該当するときは、直ちに隊員を解嘱することができる。

(1) 活動の状態が良好でなく、活動の実施を怠ったとき。

(2) 隊員としてふさわしくないと市長が認める非行のあったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、隊員としての適性を欠くと市長が特に認めるとき。

(庶務)

第10条 隊員に関する庶務は、経済局農政部農業政策課が処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、隊員の活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

活動予定表（ 年 月分）

隊員氏名 _____

週	活動内容	目標

備考 活動内容及び目標は、可能な限り具体的に記載してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

活動日報

隊員氏名 _____

活動年月日	年 月 日
活動時間	時 分から 時 分まで
活動内容	
特記事項	

備考 活動内容は、可能な限り具体的に記載してください。

様式第3号 (第5条関係)

活動月報 (年 月分)

隊員氏名

[illegible]

様式第 4 号（第 9 条関係）

辞任届

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所

届出者 氏名

有機農業地域おこし協力隊員を辞任したいので、静岡市有機農業地域おこし協力隊員設置要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

辞任希望年月日	年 月 日
辞任理由	